

第 21 章 管水路工事

第 1 節 調査及び施工計画

1. 事前調査における留意事項

一般的調査については、第 1 章第 2 節事前調査に準じるほか、次の調査を行うこと。

- (1) 地盤の変形・沈下等への影響
- (2) 地質調査・地下水調査
- (3) 環境（騒音、振動、塵埃、学校・病院・商店・住宅等に与える影響など）への影響
- (4) 交通（交通量・通学路・バス路線・迂回路等）への影響
- (5) 搬入道路の状況（幅員・路面の強度・舗装の有無・交通量・交通規制等）
- (6) 資材の置場の状況（外部及び現場よりの搬入出路の交通量、置場の管理など）
- (7) 地下埋設物への影響
- (8) 架空工作物への影響

2. 施工計画における留意事項

前項の調査結果に基づき、下記事項に留意した施工計画を立て、その計画に基づいて工事を進めること。

- (1) 施工工程、作業順序
- (2) 機械設備の配置（掘削・搬入出・吊り込み等）
- (3) 周辺の地上構造物・地下埋設物の保護・移設などの計画
- (4) 資材運搬の計画
- (5) 保安施設計画（転落防止対策等）
- (6) 一般通行道路の確保
- (7) 用地の復旧計画
- (8) 工事による周辺への振動・騒音など環境対策

第2節 一般心得

1. 現場管理

- (1) 一般的な現場管理については、第1章第6節工事現場管理、第2章第11節現場管理、第3章第4節現場管理及び第4章第4節現場の管理に準じること。
- (2) 土工工事における心得については、第7章第2節一般心得に準じること。
- (3) 上記のほか、次に示す事項に留意すること。
 - ① 公道下埋設の場合には、一般の交通を考慮して、作業箇所には交通誘導警備員・保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに交通災害防止に当たること。
 - ② 交通誘導警備員の配置に当たっては、歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。
 - ③ 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。

2. 協議及び許可

施工に当たっては、道路管理者、警察、関係機関などとの十分な協議・打合せを行い、必要に応じて許可等を受けたいえで安全に配慮し行うこと。

3. 埋設物処理

施工に当たり支障となる埋設物の処理方法としては、移設することを原則とすること。

なお、やむを得ず掘削断面内に残す場合は、その埋設物に対し十分な対策を講じること。

第3節 管体工

1. 管体工施工の留意点

- (1) 管の吊り上げ・吊り降ろし時は、必ず 2 本吊りにて行い、落下範囲には立ち入らないこと。
- (2) 接合時、芯合わせ時は、挿口と受口の隙間に指等をつめないよう注意すること。
- (3) 管の切断時には、感電に注意し、粉塵対策を行うこと。
- (4) 管の継目試験時等、管内で作業を行うときは酸素濃度・硫化水素濃度・一酸化炭素濃度・可燃性ガス濃度を測定し、安全を確認するとともに必要な設備対策を講じること。

第 4 節 クレーン作業

クレーン作業は、第 4 章第 7 節移動式クレーン作業に準じること。

第 5 節 仮設備

1. 共通事項

仮設電気設備については、第 5 章第 8 節仮設電気設備に準じること。

2. 材料搬出入、掘削土運搬設備等

材料搬出入設備は第 4 章第 7 節移動式クレーン作業に準じること。

3. 開口部の安全確保

- (1) 高さ 2 m 以上の開口部には、作業員の転落防止として手摺りを設ける。 安衛則 519
- (2) たて込み簡易土留めには、転落物を防ぎ、安全作業ができるよう囲い、防網等の設置を検討すること。 安衛則 537
- (3) 囲い等を設けることが著しく困難又は作業の必要上臨時に囲い等をはずすときは、防網を張り、作業員に要求性能墜 安衛則 519

落制止用器具を使用させ、墜落防止の措置を講じること。

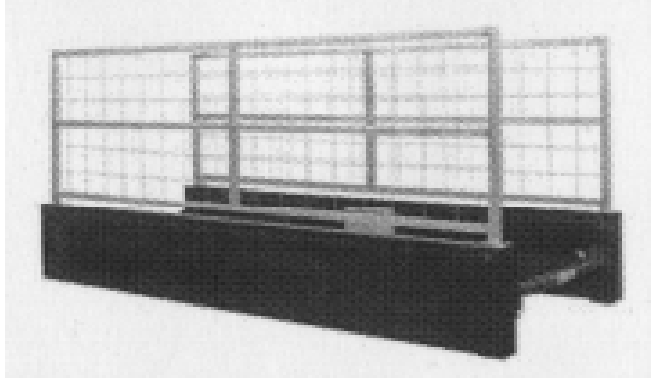


図 21-1 クイックフェンス